

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年
宮 本 地 第 1 6 3 号					
平 成 3 0 年 2 月 1 9 日					
宮 城 県 警 察 本 部 長					

地域警察官による被害者への訪問・連絡活動実施要領の一部改正について（通達）

地域警察官が実施する犯罪被害者又はその遺族への訪問・連絡活動については、「地域警察官による被害者への訪問・連絡活動実施要領の制定について（通達）」（平成19年4月20日付け宮本地第436号）により運用してきたところであるが、地域警察官による被害者への訪問・連絡活動実施要領の一部を別添のとおり改正したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

- 1 改正の要点  
文言の整理等所要の整備を行った。
- 2 施行期日  
平成30年2月19日

## 別添

### 地域警察官による被害者への訪問・連絡活動実施要領

#### 第1 趣旨

この要領は、別に定める宮城県警察犯罪被害者支援基本計画に基づき、警察署の地域警察官による犯罪被害者又はその遺族（以下これらを「被害者」という。）への訪問・連絡活動（以下「被害者訪問・連絡活動」という。）を効果的に推進するために必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 被害者訪問・連絡活動の対象者

被害者訪問・連絡活動の対象者（以下「対象者」という。）は、「被害者連絡実施要領の一部改正について（通達）」（平成28年3月7日付け宮本務第437号。以下「被害者連絡実施要領」という。）6-②の規定に基づき身体犯の事件担当捜査員が確認した結果、被害者訪問・連絡活動を希望した被害者又はその保護者（被害者が少年の場合に限る。）とする。

#### 第3 実施要領

被害者訪問・連絡活動は、次により、対象者の住居地を管轄する警察署（以下「住居地管轄警察署」という。）において実施するものとする。

##### 1 被害者連絡経過票の写しの送付

被害者が被害者訪問・連絡活動を希望したときは、当該被害者に対する被害者連絡を担当する警察署（以下「被害者連絡担当警察署」という。）の事件の捜査（触法少年事案の調査を含む。）を担当する課（以下「事件捜査課」という。）の長は、当該警察署長の承認を得て、住居地管轄警察署の地域課長（以下「地域課長」という。）に対し、被害者連絡実施要領5の被害者連絡経過票（以下「経過票」という。）の写しを送付するものとする。この場合において、被害者連絡担当警察署と住居地管轄警察署が異なるときは、被害者連絡担当警察署の長は、あらかじめ住居地管轄警察署の長と協議するものとする。

##### 2 被害者訪問担当係の指定等

(1) 経過票の写しの送付を受けた地域課長は、庶務に関する業務を行っている部下の職員のうち1人を被害者訪問担当係に指定し、次の業務を行わせる。

- ア 経過票の写しの受理、保管及び管理
- イ 被害者訪問カード（別記様式）の保管及び管理
- ウ 関係部門等との連絡及び調整
- エ その他地域課長が命じた業務

(2) 被害者訪問担当係に指定された職員は、被害者訪問・連絡活動を担当する地域警察官（以下「担当警察官」という。）の不在時に対象者から問合せがあった場合には、一時的に対応するとともに、その旨を担当警察官に連絡するものとする。

##### 3 担当警察官の指定

経過票の写しの送付を受けた地域課長は、対象者の住居地を巡回連絡の受持区とする地域警察官を担当警察官に指定する。ただし、女性の対象者が女性警察官

による被害者訪問・連絡活動を希望する場合その他特段の事情がある場合は、この限りでない。

#### 4 被害者訪問・連絡活動の実施

(1) 被害者訪問・連絡活動は、原則として担当警察官が対象者の住居地を訪問し、対象者と面接することにより行うものとする。

この場合においては、被害回復、被害拡大防止等に関する情報の提供、防犯指導等を行うとともに、対象者から警察に対する要望、苦情、相談等を聴取するものとする。

(2) 担当警察官は、特段の事情がある場合を除き、担当警察官の指定を受けてから1週間以内に第1回目の被害者訪問・連絡活動を行うものとする。

また、経過票の写しの記載内容その他の情報から被害者訪問・連絡活動を迅速に行う必要がある場合は、可能な限り早急に行うものとする。

(3) 担当警察官は、被害者訪問・連絡活動を実施した都度、被害者訪問カードを作成し、被害者訪問担当係を経て地域課長に報告するものとする。

#### 5 被害者訪問・連絡活動の実施頻度及び期間

被害者訪問・連絡活動の実施頻度及び期間は、対象者の希望を踏まえた上で定めるものとし、対象者から特段の希望がない場合には、原則として1か月に1回程度行うものとする。

なお、初回の実施からおおむね2か月間を経過した時点で対象者の意思を確認し、対象者の同意が得られた場合には、地域課長は、当該警察署長の承認を得て、被害者訪問・連絡活動を打ち切ることができる。

#### 6 事件捜査課との連携

地域課長は、被害者訪問・連絡活動を行った場合及び打ち切った場合には、その都度、事件捜査課の長にその旨を連絡するとともに、関係する書面を送付するなど緊密な連携に努めるものとする。

### 第4 活動上の留意事項

担当警察官が被害者訪問・連絡活動を実施する際は、経過票の写しに記載された連絡内容、留意事項等を踏まえ、対象者の心情等を害することのないよう、言動等には十分留意すること。

別記様式

作成警察署	
被害認知警察署	
経過票番号	年 No.

### 被害者訪問カード

(このカードは、事件捜査課長から送付された経過票の写しの後に添付すること。)

被害者 ふりがな 氏名			
回数	実施年月日 訪問実施者	訪 問 結 果	処 理 結 果
第 回	年 月 日 係 階級 氏名		
第 回	年 月 日		
第 回	年 月 日		